

沼津市指定給水装置工事事業者の指定効力停止に係る基準

沼津市指定給水装置工事事業者規程第9条の規定により、指定の効力を停止する期間についての基準を以下のとおりとする。

1 指定の効力を停止する期間

基準表の左欄に掲げる違反行為等があった都度、同表右欄に掲げる点数を加点するものとし、過去2年間のうちに加点された点数の合計が60点を超えたときは、次に掲げるところにより指定の効力を停止するものとする。

ただし、水道事業に一定の功績があったと認められるときは、当該功績に応じて減じ、加点の合計点数から差し引くことができる。

- | | |
|-----------------------------|---------------|
| (1) 加点された点数の合計が 100 点を超えたとき | 指定の効力の停止 6 ヶ月 |
| (2) 加点された点数の合計が 80 点を超えたとき | 指定の効力の停止 4 ヶ月 |
| (3) 加点された点数の合計が 60 点を超えたとき | 指定の効力の停止 2 ヶ月 |

2 基準表の運用

違反行為が基準表に定める2以上の項目に該当するときは、それぞれの点数を加算する。

また、付与された点数は、当該点数の付与された日を起算日として2年を経過しなければ消滅しない。

ただし、指定の効力停止処分を受けたときは当該処分のあった日をもって消滅する。

3 報告

指定工事業者が減点基準表に定める違反行為を行ったと認めるときは、関係者等から事情を聴取し、事実確認調書を沼津市長(以下「市長」という。)に報告する。

4 通知

違反者への点数の通知および処分の通知は、指定給水装置工事違反通知書により来庁を求め、指定給水装置工事違反決定通知書を手渡すことにより行うものとする。

5 指定の停止処分後の工事施行

違反者が指定の処分を受けた時点において、未しゅん工の工事があるときは、その工事に限り施工することができるものとする。

基準表

違 反 行 為 等		点 数	
1	給水装置工事申込申請前に給水装置工事を施工したとき	1件につき	20点
2	市の承認を受ける前に給水装置工事に着手したとき	1件につき	10点
3	給水装置工事申込者に対して必要事項を示さなかったとき(市が指示する内容も含む)	1件につき	20点
4	沼津市給水装置設計施工指針に沿った施工をしなかったとき	1現場につき	20点
5	給水装置工事の設計及び施工を給水装置工事主任技術者の監理の下に行わなかったとき	1件につき	20点
6	完成検査に給水装置工事主任技術者が立ち会わなかったとき	1件につき	10点
7	完成検査の結果、工事が不完全又は不良と認められ、再検査を要するとき	1件につき	20点
8	完成検査の結果、市から指示された改修をしないとき	1件につき	20点
9	給水装置工事の完了後1年以内に生じた瑕疵について、無償で補修しないとき	1件につき	20点
10	内容を偽って給水装置工事申請書及び確約書等または、完成届を提出したとき	それぞれ	20点
11	過失により誤りのある給水装置工事申請書及び確約書等または、完成届を提出したとき	それぞれ	10点
12	しゅん工検査申込書を期限内に提出しなかったとき	1件につき	10点
13	止水工事を市の指定する期限内に施工しなかったとき	1件につき	10点
14	給水装置工事主任技術者が沼津市指定給水装置工事事業者規程で規定されている職務を履行しなかったとき	1件につき	20点
15	故意または過失により使用期限(使用期間の延長申請をされたものを除く)を過ぎた臨時用量水器を使用したとき	1件につき	5点
16	給水装置工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせたとき	1件につき	10点
17	指定給水装置工事事業者としての自己の名義を他の者に貸与したとき	1件につき	10点
18	指定給水装置工事事業者の申請に際し、虚偽の申請をしたとき (指定の要件に該当する内容の場合を除く)	1件につき	20点
19	市が開催する講習会等に正当な理由なく出席しなかったとき	1件につき	5点
20	上記の他、法令等の規定に違反し、又は指定工事店として不相当と認められる行為があったとき	その都度、別に市長が定める	